

**令和元年 第10回**

**甲斐市農業委員会議事録**

**令和元年10月28日**

- 1 日 時 令和元年10月28日(月) 午後3時～
- 2 場 所 甲斐市役所本館3階 大会議室
- 3 日 程  
日程第1 議事録署名委員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 報告第21号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件  
報告第22号 農地法第18条第6項の規定による届出の件  
議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請の件  
議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件  
議案第40号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件
- 4 欠席委員 4番 大木 久士 委員、5番 山本 修 委員、9番 齋藤 一明 委員、
- 5 議事録署名委員 7番 矢崎 富藏 委員、8番 雨宮 行比古 委員
- 6 職務のために会議に出席した者の職氏名  
農業委員会事務局庶務係 高須 秀樹  
農業委員会事務局庶務係 赤澤 政文  
農業委員会事務局庶務係 藤井 想
- 7 閉 会： 午後4時3分

<p>【事務局】</p>	<p>事務局長は、本日議会の全員協議会の対応のため、欠席となりますのでご了承願います。 一同ご起立願います。</p> <p>相互に礼。</p> <p>ご着席ください。 それでは第10回の総会を始めさせていただきます。 内藤副会長より開会のことばをお願いします。</p>
<p>【内藤副会長】</p>	<p>(あいさつ)</p> <p>それでは第10回の甲斐市農業委員会総会を開催致します。よろしく お願い致します。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、会長からご挨拶をいただきます。</p>
<p>【議長（会長）】</p>	<p>(あいさつ)</p> <p>それでは開会を致します。</p> <p>本日の出席委員は16人です。定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。</p>
<p>(日程第1 議事録署名委員の 指名)</p> <p>【議長】</p>	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、7番矢崎委員と8番雨宮委員を指名致します。</p>
<p>(日程第2 会期の決定)</p> <p>【議長】</p>	<p>日程第2、会期の決定を致します。 本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>

(異議なしの声)

【議長】

異議がありませんので、本日1日と決定致します。

(日程第3議事)

(報告第21号)

【議長】

それでは次の議事に移ります。

報告第21号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件を上程致します。

事務局に番号37番～38番及び42番～46番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料1ページをお願いします。農地法施行令第10条第1項の規定により農地転用届出がありました。甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分をしましたので報告します。

はじめに番号37番、住宅地図は1ページになります。

●●番地、地目畑、6.52㎡他2筆合計907.52㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、宅地分譲3区画にするための届け出が出ています。

続きまして、番号38番、住宅地図は2ページをお願いします。

●●番地、地目畑、面積306㎡を、●●番地、●●さん他5名が、一番下へ行きます、●●番地、地目畑、面積46㎡を、●●番地、●●さんが、

次のページへ行きます、●●番地、地目田、面積44㎡他1筆合計120㎡を、●●番地、●●さんが、合計4筆、472㎡と隣接する宅地1,023㎡を併せ全体で1,495.7㎡を、1ページに戻りまして、●●番地、●●さんに所有権移転により、宅地分譲7区画にするための届け出が出ています。

続きまして、2ページ番号42番、住宅地図は3ページをお願いします。

●●番地、地目畑、面積590㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに使用貸借により自己用住宅にするための届け出が出ています。

続きまして、番号43番、住宅地図は4ページです。

●●番地、地目田、面積205㎡他1筆合計403㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、自己用住宅にするための届け出が出ています。

続きまして、番号 44 番、住宅地図は 5 ページです。

●●番地、地目畑、面積 284 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、自己用住宅にするための届け出が出ています。

次のページ、3 ページへ行きまして、番号 45 番、住宅地図は 6 ページになります。

●●番地、地目田、面積 271 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、駐車場にするための届け出が出ています。

続きまして、番号 46 番、住宅地図は 7 ページです。

●●番地、地目田、面積 911 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、

下へ行きまして、●●番地、地目田、面積 21 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、合計で 2 筆 932 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんに所有権移転により、宅地分譲 4 区画にするための届け出が出ています。

説明は以上になります。

【議長】

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、本件の報告を終了致します。

(報告第 22 号)

【議長】

次の議事に移ります。報告第 22 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出の件を上程致します。

事務局に番号 6 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料 4 ページをお願いします。番号 6 番。住宅地図 8 ページになります。

●●番地、地目田、面積 384 m<sup>2</sup>他 2 筆合計 1,297 m<sup>2</sup>、貸人が●●番地、●●さんで、借人が●●番地、●●さんです。解約届出日は令和元年 9 月 20 日、平成 30 年 3 月 1 日から 10 年 10 か月間の利用権設定をしておりましたが、合意解約をしたものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明が終わりました。  
この案件につきましても報告事項であります。  
質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

(議案第 38 号)

【議長】

次の議案に移ります。議案第 38 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の件を上程致します。  
事務局に番号 10 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。  
資料 5 ページをお願いします。番号 10 番、住宅地図 9 ページです。  
●●番地、地目畑、面積 4,847 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに有償移転で経営地拡大のための許可申請が出ています。  
譲受人の経営面積は 14,751 m<sup>2</sup>。147.5 a、下限面積の 30 a を満たしており、ブドウ・モモを栽培しております。所有している農機具は、トラクター、SS、リフト、乗用モア各 1 台で、申請地でウメの作付けを予定しています。通作距離は車で 27 分です。  
写真は南西と西側から撮影したものです。説明は以上になります。

【議長】

事務局の説明は以上です。現地調査の報告につきましては、齋藤委員にお願いをしますが、本日欠席のため、内藤副会長にお願いします。

【内藤副会長】

はい、12 番内藤です。  
先程事務局から説明がありました。18 日に会長、担当の委員さん、事務局で現地調査致しました。  
場所はきれいに区画整備されています。9 ページの図面にも真四角で良い土地で、●●さんでしょうか、ウメを作っていたようですが、まだ何本か残っていたのですが、今度●●さんがウメの作付けということで、3 条の移転になりますけど、よろしくご審議をお願いします。

【議長】 次に坂本推進委員に意見を求めます。

【坂本推進委員】

はい、坂本です。

ご覧のとおり非常に良い農地なので、是非農地として活用いただければ、ちょっと現在は荒れ気味になっていますが、よろしくご審議の程お願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようでございます。番号 10 番を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、本案件を許可することに決定致します。

続きまして、事務局に番号 11 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

番号 11 番をお願いします。住宅地図につきましては、10 ページ、11 ページ、12 ページをお願いします。

●●番地、地目畑、面積 601 m<sup>2</sup>他 6 筆合計 5,159 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに無償移転で経営地拡大のための許可申請が出ています。

譲受人の経営面積は 8,662 m<sup>2</sup>。下限面積の 30 a を満たしており、水稲、ジャガイモ等を栽培しております。

所有している農機具は、トラクター、軽トラック、田植え機、草刈り機、チェーンソー各 1 台で、申請地で野菜の作付けを予定しています。

申請人の両者はいところ同士で、祖父の所有していた土地を双方の親が相続し、更に申請人が相続している状況です。身内で相談をして、地元に住んでいる譲受人に農地を集積することになったようです。通作距離は車で約 10 分です。

写真は資料の上から南側、北側、北側、西側、東側、東側、南側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】	事務局の説明が終わりました。現地調査の報告について、中澤委員にお願いを致します。
【中澤委員】	11 番中澤です。 今月 18 日に事務局と会長、農業委員さん、推進委員さんで現地に行きました。元々畑である程度耕作しておりましたので、何ら問題はないと思いますので、審議の程よろしくをお願いします。
【議長】	次に保坂推進委員に意見を求めます。
【保坂推進委員】	推進委員の保坂です。 経営拡大ということで大変良いと思います。何ら問題はないと思います。よろしくをお願いします。
【議長】	これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。  (なしの声)
【議長】	質問がないようです。番号 11 番を許可することにご異議ございませんか。  (異議なしの声)
【議長】	異議がないようですので、本案件を許可することに決定致します。
-----	
(議案第 39 号)	
【議長】	続きまして、議案第 39 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件を上程致します。事務局に番号 39 番の説明を求めます。
【事務局】	はい、議長。 資料 6 ページをお願いします。番号 39 番、住宅地図は 13 ページになります。 ●●番地、地目畑、面積 498 m <sup>2</sup> を、●●番地、●●さんが、下へ行きまして、 ●●番地、地目畑、面積 1,002 m <sup>2</sup> を、●●番地、●●さんが、合計 2 筆計 1,500 m <sup>2</sup> の内 762 m <sup>2</sup> を●●番地、●●さんが賃貸借により、太陽光発電施設設置工事のための進入路にするための一時転用の許可申請が



出ています。

一般基準については、申請書に添付された事業計画書、土地選定理由書、資金証明書、林地開発許可申請書、農地復元計画書などから問題はないと考えられます。また隣接耕作者はありません。

補足説明です。申請地から北西側にメガソーラーの計画があります。予定地は面積は48,818㎡、80筆、設置場所は地目は山林です。パネルは1枚約2㎡で12,552枚合計で25,882㎡で、1時間当たり最大で3,712.5kw。周囲には1.8mのフェンスを設置する予定です。

一時転用の期間は令和3年3月31日までございます。林地開発許可と同日の許可とします。

写真は東及び南側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。現地調査の報告を飯室委員にお願いを致します。

【飯室委員】 はい、6番飯室です。  
今月の18日に会長、事務局並びに推進委員さんと現地調査した結果ですが、また太陽光が増えるということで、私もかなり嫌な、悲しいやら、困っています。今事務局の説明のとおり、まだ詳しい話がよく分からないのですが、事務局の説明のとおりではないかと思っておりますので、皆様のほうでご審議をよろしくお願ひします。

【議長】 はい、続きまして中村征江推進委員の意見を求めます。

【中村（征）推進委員】 推進委員の中村です。  
18日に都合が悪く欠席しましたので申し訳ございません。

【議長】 中村推進委員については都合で出席できませんでしたが、私も同席をしております。飯室委員の報告とおりであります。  
番号39番につきまして、質問はございますか。  
取付道路ということですが、よろしいでしょうか。

(なしの声)

【議長】 番号39番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号 40 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料の 7 ページをお願いします。番号 40 番、住宅地図は 14 ページになります。

●●番地、地目畑、面積 33 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、資材置場にするための許可申請が出ています。

集落接続があり、住宅等が連たんする区域で第 3 種農地と判断することができます。一般基準については、申請書に添付された事業計画書、必要面積検討表、融資証明書などから問題はないと考えられます。

補足説明です。平成 23 年頃から資材置場として使用していましたが、先程の 3 条にありました●●さんが身内共々自分の土地も含め、所有地の整理をしている時に、農地であるということが判明したために農地転用許可申請に至りました。また経過理由書の添付もごさいます。

写真は東側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。次に現地調査の報告につきまして、11 番中澤委員をお願いします。

【中澤委員】 はい。今月 18 日に事務局と会長、推進委員、農業委員と調査をしました。

面積がかなり狭いところですが、県道に面しており、何ら問題はないと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。

【議長】 次に保坂推進委員に意見を求めます。

【保坂推進委員】 はい、保坂です。

何ら問題はないと思います。よろしく願います。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、番号 40 番を許可相当とすることにご異議  
ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致しま  
す。

続きまして、事務局に番号 41 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

番号 41 番をお願いします。住宅地図 15 ページになります。

●●番地、地目畑、面積 573 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、●●番地、  
●●さんに賃貸借により駐車場にするための許可申請が出ています。

用途区域内で第 3 種農地と判断することができます。一般基準につい  
ては、申請書に添付された事業計画書、必要面積検討表などから問題は  
ないと考えられます。

補足説明です。(スクリーンの) 2 行目に●●の駐車場 10 台とありま  
すが 25 台、10 台を 25 台に訂正をお願いします。

25 台分の駐車場の申請で、平成 25 年頃から●●の駐車場として使用  
していましたが、番号 40 と同様に賃借人の●●氏が所有地を整理して  
いた時に地目が農地であることが判明したため農地転用許可申請に至  
りました。こちらも経過理由書の添付もごさいます。

写真は南側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告につきまして、11  
番中澤委員をお願いします。

【中澤委員】 はい。18 日に事務局、会長、農業委員、推進委員と現地を見ました。  
住宅の中にあり、何ら問題はないかと思えます。審議の程よろしくお  
願いします。

【議長】 はい、次に保坂推進委員に意見を求めます。

【保坂推進委員】 はい。この案件についても、何ら問題はないと思えます。よろしくお  
願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、番号 41 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号 42 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

番号 42 番をお願いします。住宅地図は 16 ページになります。

こちらは大変申し訳ございませんでしたが、先月保留になった案件でございます。

●●番地、地目畑、面積 665 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに賃貸借により、駐車場にするための許可申請が出ています。

申請地は 10a 未満の小集団農地で第 2 種農地と判断することができます。一般基準につきましては、申請書に添付された事業計画書、資金証明書、駐車場の必要面積検討表、隣接耕作者の同意書などから問題はないと考えられます。

補足説明です。賃借人は現在、申請地隣接を営業用車両等の駐車場として使用していますが、契約が切れるため、新規駐車場の確保が必要となったための申請でございます。

写真は西側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告につきまして、15 番小宮山委員をお願いします。

【小宮山（敏）委員】 はい。これは先月問題になった案件なのですが、事務局は言い訳ばかりしていて、隣接地も車が停まっていて駐車場になっているが、これが一体化したら 1,000 m<sup>2</sup>以上の広い駐車場になるので、今の駐車場が同一者が使わなければ問題はないのですが、それがはっきりしていない。

- 【議長】 現地調査に行ったときに、今の車が停まっている駐車場に家を建てたいから解約したいということで、その代替えとして、こちら（申請地）を駐車場にするという説明を受けている訳ですよ。今言われたように●●さんが新規の土地（申請地）については、●●さんに駐車場としてお貸しをするので、前の駐車場は宅地にするということで返すと聞いておりますので、現地で確認をさせていただいたということだと思います。
- 【小宮山（敏）委員】 この土地自体が、前は一体で雑種地になっていたのが、国調でもってまた農地に戻した土地ですが、今回また雑種地にしようということで申請が出ていますけど、我々とすれば一体化して駐車場とした場合、それだと困るから、そこがはっきりと宅地として家を建てたいというのであれば、宅地の申請が出ていてもおかしくないと思いますが、それが出てこないの、とりあえず許可が下りれば、一体化して使えるという考えを持っているのではないかとすることを思わざるを得ないです。  
ここでもって皆さんに協議してもらって、それでもOKであれば私は構わないと思います。ただそのところがはっきりしていないと、一体にしたらおかしくなるのではないかと、それを私は申し上げます。
- 【事務局】 はい。補足ですが、1,000㎡以上になった場合、農地法というよりも都市計画課の開発のほうで引っ掛かってきます。勝手にやれば都市計画のほうで罰則が出てきますが、今のところ一緒に開発をするという話は聞いておりません。もし、そうなった場合は開発の問題になると思います。今のところ聞かないという状況です。
- 【議長】 小宮山委員も懸念するというので、両方を駐車場にするという懸念があるということでございますけど、事務局が話したように開発との関係がありますので、歯止めがかかっており、書類上も整理ができるのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。
- 【小宮山（敏）委員】 開発は農業委員会関係なく、建設課のほうでやることになるのですか。
- 【事務局】 都市計画課になります。
- 【小宮山（敏）委員】 農業委員会が許可を出すと、開発しようがどうしようが自由にできるわけですね。そこがはっきりしていないと。

- 【事務局】 仮に現在の駐車場と一体で開発が始まると都市計画課で待ったがかかりますので、当然できなくなります。
- 【議長】 よろしいでしょうか。  
そういう意味では歯止めがかかっていると思いますので、それが違法開発になれば都市計画から待ったがかかるといいますので、懸念という形の中で意見があったということは残しておきたいと思います。
- その他ございますか。
- 質問がないようでございますので、今の小宮山委員から懸念の発言がございましたが、そのことも含めまして、許可相当とすることにご異議ございませんか。
- 【山本（重）委員】 質問。3番山本です。  
前は来ていなかったの聞いていませんが、教えてください。  
今、車が停まっているところは農地ではないということでしょうか。
- 【事務局】 雑種地です。
- 【山本（重）委員】 農地以外のものですね。わかりました。
- 【議長】 その駐車場の代替えが欲しいということです。
- その他ございますか。
- ないようですので、番号 42 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。
- 異議なしの声が聞こえませんが。
- 【小林委員】 説明不足だと思うよ。説明が足りないからみんな返事をしないと思うよ。
- 【議長】 前回の説明の中で小宮山委員から疑義が出されたのが、ここに見える

駐車場の代替えとしてこちらが欲しいということで申請が出されました。書類的には問題はないのですが、今、小宮山委員が言われたように両方足せば1,000㎡以上になるわけで、それで開発をされたのでは問題であるということでございますので、それは都市計画の担当のほうで歯止めをかけてもらうということになるわけです。

疑義が出されましたから、その辺のところも事務局としても都市計画課に対しまして、こうした疑義が出されていると入れておいてもらえば、都市計画としても十分な対応ができるのではないかと。書類上は何ら問題がありませんので、そういう形でこの問題を処理したいと私は考えています。

【小林委員】

私もそういう件が前にありましたが、課と課の連携が取れていないことがあって、向こうは向こうで勝手にどんどん進めて、こっちはこっちで許可したということがあって、現場の人間、つまり借りるほう、貸し出すほうについては、書類が通ればいいということがあるんですよ。その辺は事務局がしっかり連携を取ってもらって、間違いのない方法で指導してもらわないと今言うような懸念が出てくるのではないかと思いますし、あと車がある所はどうなるのかということの追跡調査が必要になると思います。

【議長】

はい。今の質疑は議事録に残りますので、その辺も含めて対応していただくことになると思います。

よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

【議長】

異議なしの声をいただきましたので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号43番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の8ページをお願いします。番号43番、住宅地図17ページになります。

●●番地、地目畑、面積494㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により自己用住宅にするための許可申請が出ています。

申請地は上下水道、500m以内に2つの公共施設、クリニックと●●学校があり、第3種農地と考えられます。一般基準については、申請書に添付された、事業計画書、資金証明書などから問題はないと考えられます。

補足説明です。建築面積128㎡、給排水は東側の上下水道本管に接続予定です。

写真は南側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告ですが、私の担当地区でございますので、説明をさせていただきます。

写真を見ていただくとわかると思いますが、●●の交差点のところから●●に向かったところで●●があり、周りは住宅が増えているところで、下水も含め特に問題はないと判断致しました。

次に石川推進委員に意見を求めます。

【石川推進委員】 はい、推進委員の石川でございます。  
只今、今村会長から報告とおり何ら問題はないと考えております。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、番号43番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号44番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。  
番号44番をお願いします。住宅地図18ページになります。

●●番地、地目畑、面積71㎡他1筆合計で610㎡を、先程と同様になります、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転に



より貸倉庫にするための許可申請が出ています。

申請地は番号 43 番に隣接しておりまして申請人も同一です。上下水道、500m以内に2つの公共施設、クリニックと●●学校があり、第3種農地と考えられます。一般基準については、申請書に添付された、事業計画書、資金証明書、土地選定理由書、開発許可申請書の写しなどから問題はないと考えられます。

補足説明です。譲受人は●●の代表取締役で、取得した土地を会社に貸し出しを計画しております。海外から輸入した使い捨ての清掃用具や自動車部品等の倉庫として利用し、トラックにて出荷の予定です。砕石敷きで雨水は自然浸透及び浸透枳にて処理の計画です。

写真は南側から撮影したものです。説明以上です。

【議長】

次に現地調査の報告ですが、引き続き私の担当区域でございます。先程の続きのところでございます、ここも特に問題はないと判断しました。

次に石川推進委員に意見を求めます。

【石川推進委員】

推進委員の石川です。  
今村会長の報告のとおり何ら問題はないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

【山本（高）  
委員】

議長。3番山本です。  
この案件は先程の43番と隣接する案件ということで、面積を見させていただくと1,000㎡超えということで、転用理由どおりになされれば何の問題もないだろうと思っておりますけど、都市計画法逃れのようになってはいけないと思っておりますので、転用理由に基づく事業実施の確認等は事務局はどう考えているのでしょうか。

【事務局】

はい。  
こちらですが、計画どおりに転用したかということで、現況証明というものを農業委員会を出しております。これは宅地の場合は家が上棟していること、この件は倉庫ということで、こちらについても計画どおりに倉庫が建っているかを確認した上で現地調査を我々職員が致しまして、現況証明を発行します。

この証明がないと法務局で地目の変更ができません。計画にないものが建っていると証明書を出しません。よって地目変更ができないので農地のままになってしまうということになりますので、そこで歯止めがかかるということになります。

【山本（高）  
委員】

議長。

現況証明による確認をするということですが、その証明後転用されて、その後は追っかけていけないですよ。例えば2年後とか3年後とか、なかなかないと思うし、基準もないと思うけど、その辺は事務局としては言えないと思うのですが、もし何かあったら教えてください。

【事務局】

はい。

確かに山本委員さんがおっしゃったとおり、農地法を離れてしまいますので、農業委員会からは色々言えないのですが、次に同じ方が申請した場合は信用というところで、次の申請は受け付けないということになります。県の許可であります。2年、3年では少なくとも中北管内は受け付けないということになります。

【議長】

その他質問はございませんか。

(なしの声)

【議長】

ないようですので、番号44番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

はい、異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号45番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

では番号45番をお願いします。住宅地図は19ページになります。

●●番地、地目田、面積650㎡他2筆合計で848.15㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により建売分譲にするための許可申請が出ています。

申請地は上下水道、500m以内に2つの公共施設、クリニックと●●学校になりますが、第3種農地と地図でいいますと道から離れている部分は第2種農地と判断しました。一般基準については、申請書に添付された、事業計画書、資金証明書、開発許可申請書の写し、隣接耕作者の同意書などから問題はないと考えられます。

補足説明です。建売分譲3区画の計画で、1区画当たりの面積は217㎡～332㎡で、給排水は西側の既設の上下水道本管に接続予定です。

写真は南西側から撮影したものです。説明以上です。

【議長】

事務局の説明が終わりました。

次に現地調査の報告でございますが、引き続き私の担当になりますので、説明をさせていただきます。

写真を見ていただくとおわかりのとおり●●でございます、手前側が●●で、更に手前に●●があるところでございます。宅地開発が急ピッチで進んでいるところです。上下水道を含めまして、問題がないと判断を致しました。よろしくお願ひしたいと思います

次に石川推進委員に意見を求めます。

【石川推進委員】

石川です。

只今の今村会長の報告とおおり、何ら問題はないと思いますが、それに補足しまして、今作っている人は子どもさんが皆嫁に行ってしまうして、農業をする気力がないといいますか、齢ですから、そんなことで今村会長が言ったとおおり、結構宅地開発が盛んになっているところで、しようがないかなと思います。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

ないようでございますので、番号45番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致しま

す。

(議案第 40 号)

【議長】

次の案件に移ります。

議案第 40 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件を上程致します。

事務局に利用権設定の番号 41 番～46 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の 9 ページをお願いします。番号 41 番、住宅地図は 20 ページになります。

●●番地、地目畑、面積 893 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに畑を 2 年 2 か月間、新規に貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償で野菜の作付けを予定しています。所有している農機具は軽トラック、草刈り機 1 台です。

続きまして、番号 42 番、住宅地図は 21 ページになります。

●●番地、地目畑、面積 575 m<sup>2</sup>他 1 筆合計 1,709 m<sup>2</sup>を●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに畑を 1 年間、新規に貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10a あたり 8,777 円で、野菜の作付けを予定しています。所有している農機具は軽トラック、トラクター、SS、昇降機各 1 台です。この方ですが、●●にお住まいで家族で農業をしておられますが、自分も独立をして農業を始めたいということで、今回の申請に至りました。

続きまして、番号 43 番、住宅地図は 22～26 ページになります。

●●番地、地目畑、465 m<sup>2</sup>他 23 筆、資料の 10 ページ～11 ページになります。合計で 12,227 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに畑及び田を 9 年 3 か月間、新規に貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償で、水稻、野菜、果樹等の作付けを予定しています。所有している農機具はトラクター、田植え機、稲刈機各 1 台です。

こちらにつきましては過去利用権の設定をしていたのですが、更新をせずそのままになってしまいまして、少し間があったのですが、あらためての申請になっています。

続きまして、12 ページをお願いします。番号 44 番、住宅地図は 27 ページになります。

●●番地、地目田、面積 757 m<sup>2</sup>他 2 筆合計 1,393 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに田を 5 年間、新規に貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償で、水稲の作付けを予定しています。所有している農機具はトラクター、田植え機、コンバイン各1台です。

続きまして、番号45番、住宅地図は28ページになります。

●●、地目畑、面積131㎡、次のページへ行きまして、他9筆合計で1,035㎡を、●●番地、●●さんが、

続きまして、番号46番、住宅地図は29ページになります。

●●番地、地目畑、面積307㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに畑を1年間、新規に貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償で、茶、野菜等の作付けを予定しています。今まで無許可の貸借をしていましたが、正式に利用権の設定をするものです。所有している農機具は管理機2台、刈払い機、チェーンソー、ヘッジトリマー各1台です。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。この案件につきましては利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査を省略したいと思います。

何か質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、番号41番～46番を承認することに決定致します。

以上で本日の審議はすべて終了致しました。

小宮山副会長より閉会のことばをお願い致します。

【小宮山副会長】 (あいさつ)

以上をもちまして第10回の農業委員会を閉会と致します。

午後4時3分 閉会